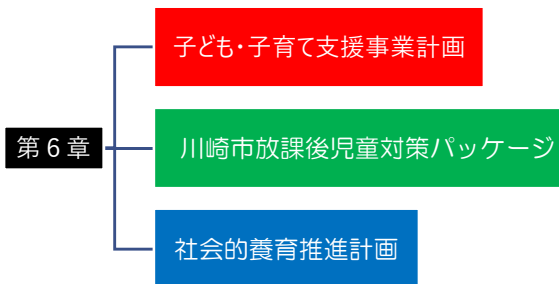


- ## 第6章の構成



法の施行日
(H27(2015).4.1)

中間見直し

中間見直し

今回

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
国が定めた 計画期間	H27(2015) ~R1(2019)				R2(2020) ~R6(2024)				R7(2025) ~R11(2029)					
子ども・若 者の未来応 援プラン			H30(2018) ~R3(2021)				R4(2022) ~R7(2025)				R8(2026) ~R11(2029)			

1 人口推計について

1 目的

第6章を構成する計画等の量の見込みと確保方策の策定に伴い、量の見込みの算定にあたって、就学前児童（0～5歳児）の推計値が必要となるため、人口推計を行うもの

2 現・子ども・若者の未来応援プラン策定時の人口推計（R3年度末改定時）

- コーホート変化率法による。
- 令和3年度は、妊娠届出数の減少傾向を踏まえ、出生率をR1及びR2の値をもとに算出
- 年齢階級別女性人口（15～49歳）は、過去10か年の平均増加率を加味して算出

（コーホート変化率法）

各コーホート（同じ年又は同じ期間に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法である。推計するものが比較的近い将来の人口であり、変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合は、比較的簡便なこの方法を用いることができる。

（次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項に基づく市町村行動計画に係る「地域行動計画策定の手引き」）

3 改定に係る推計方法について

- 本市総合計画策定に向けた将来人口推計の公表が今年度末を予定していること（本市総合計画はコーホート要因法による将来人口推計を採用）
 - 推計対象が令和11年度までの比較的短期間であること
 - 未就学児の減少傾向が実績から明確であること
 - 市全体としての減少傾向のトレンドを左右するほどの特別の増減要素はないこと
- ⇒以上から、引き続き「コーホート変化率法」を用いる

（1）0歳児：ひとつ下の年齢人口が存在しないため次の手順で推計

- ・年齢別女性人口と母の各年齢階級別出生率から将来の推計出生数を算出
- ・年齢別女性人口の将来推計はコーホート変化率法により算出

（2）1歳以上児

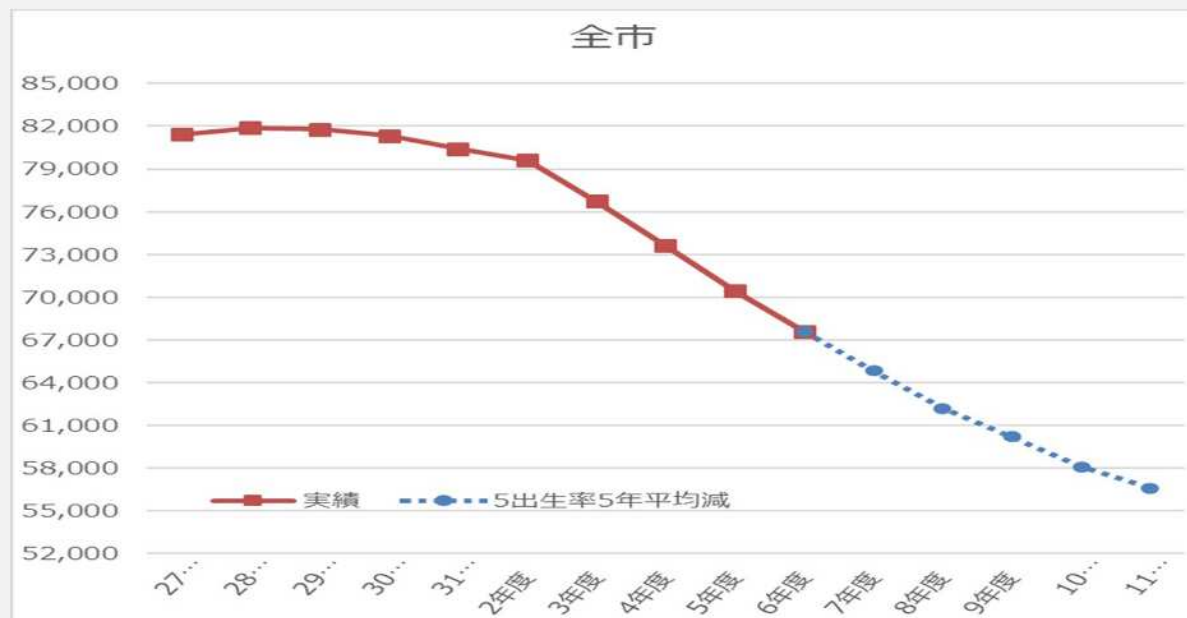
- ・コーホート変化率法により将来の1歳以上児の人口を推計

（3）共通事項

- ・各区別、歳児別に集計
- ・採用すべき出生率、年齢階級別女性人口の変化率は、数年間の平均変化率を用いる
※特定年度のみに生じた増減をある程度平準化することが可能となる。

4 人口推計案（小学校就学前児童）

- 0歳児
 - ・女性人口 各年齢（15～49歳）別の5年平均変化率により推計
 - ・出生率 母の各年齢階級別（5歳単位）の5年平均変化率を毎年乗じて推計
- 1歳以上児 5年平均変化率を毎年乗じて推計



【5年平均変化率の特徴】

- ・直近のトレンド（毎年就学前児童数の減少傾向）を踏まえた推移となる
- ・本市総合計画の人口推計が5年平均を採用しており、整合が取れる

		就学前児童実績											就学前児童推計				
区	歳児	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	
全市	0歳	14,229	14,412	13,984	13,585	13,059	12,925	11,932	11,760	11,123	10,856	10,373	10,079	9,829	9,622	9,432	
	1歳	13,962	14,296	14,273	13,884	13,560	13,149	12,727	11,689	11,638	10,843	10,672	10,192	9,898	9,650	9,445	
	2歳	13,679	13,564	14,005	13,995	13,648	13,270	12,721	12,270	11,260	11,307	10,476	10,319	9,853	9,566	9,324	
	3歳	13,338	13,365	13,248	13,683	13,692	13,404	12,889	12,292	11,873	11,017	10,983	10,168	10,022	9,566	9,285	
	4歳	13,268	13,135	13,225	13,083	13,484	13,533	13,141	12,647	12,063	11,674	10,812	10,785	9,979	9,840	9,391	
	5歳	12,942	13,106	13,055	13,112	12,966	13,310	13,336	12,953	12,484	11,893	11,512	10,661	10,637	9,839	9,706	
	計	81,418	81,878	81,790	81,342	80,409	79,591	76,746	73,611	70,441	67,590	64,828	62,204	60,218	58,083	56,583	
		455	460	▲ 88	▲ 448	▲ 933	▲ 818	▲ 2,845	▲ 3,135	▲ 3,170	▲ 2,851	▲ 2,762	▲ 2,624	▲ 1,986	▲ 2,135	▲ 1,500	

2 教育・保育の量の見込み （現行プラン6章1(5)）

子ども・子育て支援法第61条では、市町村子ども・子育て支援事業計画においては、「教育・保育提供区域」ごとに、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の、量の見込みと確保方策を定めることとしています。本市においては、各行政区を教育・保育提供区域として設定します。

（1）教育・保育の量の見込みの考え方について

推計した就学前児童数をもとに、過去の幼稚園の利用実績や保育所の申請状況等から量を見込みます。

令和3（2021）年度の量の見込みの策定では、教育のニーズ割合の減少、保育のニーズ割合の増加により、教育と保育を合わせた全体のニーズ割合は増加傾向となっているものの、推計就学前児童数との兼ね合いにより、減少していくものと見込んでいます。

今回の計画期間中の教育・保育の量の見込みについても、同様の傾向が見られることから、減少するものとして推計しています。

（2）教育・保育の確保方策の考え方について

認定こども園、幼稚園、公立保育所、認可保育所、地域型保育事業、認可外保育施設（市が一定の施設基準に基づき運営支援等を行っている川崎認定保育園、年度限定型保育事業のほか企業主導型保育事業（地域枠）が対象）により、量の見込みに対応する確保方策を定めます。

4月1日時点の量の見込み

年度	1号	2号	3号				合計
	3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳	小計	
令和7年度	8,198	23,404	2,556	7,590	7,269	17,415	49,017
令和8年度	6,865	23,298	2,494	7,623	7,496	17,613	47,776
令和9年度	5,903	23,471	2,444	7,648	7,487	17,579	46,953
令和10年度	4,968	23,338	2,407	7,599	7,457	17,463	45,769
令和11年度	4,238	23,393	2,377	7,548	7,389	17,314	44,945

＜認定区分＞

●1号認定

保育の必要性のない満3歳以上。幼稚園（私学助成・施設型給付）、認定こども園（幼稚園部分）を利用。

●2号認定

保育の必要性のある3～5歳。保育所、認定こども園（保育所部分）、幼稚園・認定こども園の預かり保育、認可外保育施設等を利用。

●3号認定

保育の必要性のある0～2歳。保育所、認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設等を利用。

（参考）各認定区分のニーズ割合

（単位：％）

	1号 (3～5歳)	2号 (3～5歳)	3号 (0歳)	3号 (1歳)	3号 (2歳)	3号 (合計)
令和7(2025)年4月	24.6	70.3	24.6	71.1	69.4	55.2
令和8(2026)年4月	21.7	73.7	24.7	74.8	72.6	57.6
令和9(2027)年4月	19.3	76.6	24.9	77.3	76.0	59.4
令和10(2028)年4月	17.0	79.8	25.0	78.7	78.0	60.6
令和11(2029)年4月	14.9	82.4	25.2	79.9	79.2	61.4

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み (現行プラン6章1(6))

地域子ども・子育て支援事業の概要

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法第59条に規定された事業であり、市町村は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って事業を実施するとされています。

また、令和4年児童福祉法改正により、地域子ども・子育て支援事業として、①子育て世帯訪問支援事業、②児童育成支援拠点事業、③親子関係形成支援事業が新たに創設され、令和6(2024)年4月1日から施行されました。

これらの事業についても、地域子ども・子育て支援事業に位置づけられることから、市町村支援事業計画において、「量の見込み」や「確保方策」を策定し、計画的な整備を進めていく必要があります。なお、これらの事業は、養育支援訪問事業等の1項目として記載します。

地域子ども・子育て支援事業

利用者支援事業	延長保育事業	実費徴収に係る補足給付を行う事業	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	放課後児童健全育成事業	子育て短期支援事業	乳児家庭全戸訪問事業	子育て世帯訪問支援事業 児童育成支援拠点事業 親子関係形成支援事業 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 養育支援訪問事業	地域子育て支援拠点事業	一時預かり事業	病児保育事業	(ファミリー・サポート・センター事業) 子育て援助活動支援事業	妊婦健診	産後ケア事業 ※1	こども誰でも通園制度 ※2
---------	--------	------------------	--------------------	-------------	-----------	------------	---	-------------	---------	--------	------------------------------------	------	-----------	---------------

- ※1 令和7年度施行
 ※2 令和7年度は地域子ども・子育て支援事業に位置づけ

「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章改定に伴う人口推計と量の見込みについて

本市においては、地域子ども・子育て支援事業ごとに提供区域を設定し、計画期間中の各年度の「量の見込み」と「確保方策」を設定します。

(1) 妊婦健康診査

事業概要	安心・安全に出産を迎えるために、妊婦が定期的に医療機関で健康診査を受ける際に、費用の一部を公費負担する事業です。
提供区域	全市域
量の見込み の考え方	推計妊娠届出数（推計出生数に過去の実績から算出した出生数と妊娠届出数の割合を乗じて算出）に妊婦健康診査の推計延べ受診回数（妊婦健康診査受診回数÷妊娠届出数の過去平均）を乗じて、年間延べ受診回数を見込みます。

（単位：※1 年間延べ受診回数(回)、※2 人数(人)、※3 件数(件)）

年度	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和5 (2023)実績
量の見込み※1	126,335	122,751	119,712	117,194	114,875	-
確保方策※1						140,235
(参考) 推計出生数※2	10,373	10,079	9,829	9,622	9,432	11,371
(参考) 推計妊娠届出数※3	10,891	10,582	10,320	10,103	9,903	11,960

(2) 乳児家庭全戸訪問事業

事業概要	「新生児訪問（未熟児訪問含む）」又は「こんにちは赤ちゃん訪問」により乳児家庭を全戸訪問する事業です。 ●新生児訪問 原則生後60日までの赤ちゃんのいる家庭に職員や訪問指導員（保健師・助産師・看護師）が伺い、赤ちゃんの体重測定、母子の健康状態の確認や育児についての相談を受ける事業です。 ●こんにちは赤ちゃん訪問 概ね生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭に子育て家庭と地域とのつながりを作るため、各区地域みまもり支援センターが主催する研修を受けて登録された地域の方が訪問員として伺い、身近な子育て支援情報等を届ける事業です。
提供区域	行政区
量の見込み の考え方	0歳児の将来人口推計に、過去の実績を踏まえ、長期里帰りや長期入院など訪問が困難な家庭を除いた訪問率を乗じて、訪問件数を見込みます。

（単位：訪問件数(件)）

年度	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和5 (2023)実績
量の見込み	9,989	9,706	9,465	9,265	9,083	-
確保方策						11,203

「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章改定に伴う人口推計と量の見込みについて

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

事業概要	保護者の病気や出産、育児疲れ、看護疲れ、冠婚葬祭、出張、事故等により、家庭で一時的に子どもの育児が困難な場合に、原則7日以内で子どもを預かる事業です。
提供区域	全市域
量の見込み の考え方	過去の利用実績を踏まえ、年間延べ利用人数を見込みます。

(単位：年間延べ利用人数(人))

年度	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和5 (2023)実績
量の見込み	4,500	4,600	4,700	4,800	4,900	-
確保方策						4,324

(4) 養育支援訪問事業等

ア 専門的相談支援（乳幼児訪問指導の実施）

事業概要	育児ストレス、育児困難、産後うつ状態等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭など、養育支援が必要となっている家庭に対し、保健師等による専門的な指導助言等を訪問により実施する事業です。
提供区域	全市域
量の見込み の考え方	児童虐待相談・通告件数の増加に伴って支援が必要な家庭の割合も増加するものと見込み、就学前推計児童数をもとに、過去の実績と増加の見込みを踏まえて、就学前児童数に対する養育支援訪問件数を乗じて見込みます。

(単位：年間延べ利用人数(人))

年度	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和5 (2023)実績
量の見込み	3,008	3,023	3,046	3,079	3,112	-
確保方策						2,866

「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章改定に伴う人口推計と量の見込みについて

(4) 養育支援訪問事業等

イ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

事業概要	要保護児童の適切な保護や要支援児童及び特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関等により構成される要保護児童対策地域協議会を開催するとともに、活動内容の充実に向けた支援を進めます。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	要保護児童対策地域協議会個別支援会議（「個別支援会議」）の実施回数については、児童虐待相談・通告件数の増加や個々のケースが抱える背景・課題が複雑化している状況を踏まえ、今後も支援が必要な家庭は増加するものと見込み、近年の事業実績を勘案し量を見込みます。

（単位：開催回数(回)）

年度	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和5 (2023)実績
量の見込み	1,050	1,080	1,110	1,140	1,170	-
確保方策						986

(●) 子育て世帯訪問支援事業

事業概要	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	児童虐待相談・通告件数や個々のケースが抱える背景・課題が複雑化している状況を踏まえ、今後も支援を必要とする家庭は増加するものと見込み、保護者の養育を支援することが必要な児童等の数をもとに、年間利用件数を見込みます。

（単位：年間利用件数（人日））

年度	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
量の見込み	988	991	1,003	1,014	1,021
確保方策					

「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章改定に伴う人口推計と量の見込みについて

(5) 病児・病後児保育事業

事業概要	0歳5か月から小学校3年生までの児童が病気やその回復期のため集団保育等が困難であり、かつ、保護者が家庭での保育等を行うことができない場合に、一時的に預かる事業です。
提供区域	行政区
量の見込み の考え方	過去の実績から、将来人口推計（小学3年生まで）の減少率を踏まえて量を見込みます。

(単位：年間延べ利用人数(人))

年度	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和5 (2023)実績
量の見込み	5,645	5,440	5,243	5,068	4,906	-
確保方策						6,056

(6) 利用者支援事業

ア 基本型

事業概要	保育・子育て総合支援センター内の地域子育て支援センターにおいて、子育て家庭等に対し、相談支援等の実施や地域における子育て支援のネットワークに基づく支援を実施する事業です。
提供区域	行政区
量の見込み の考え方	保育と子育ての一体的な事業推進拠点である保育・子育て総合支援センター内の地域子育て支援センターにおいて実施するものとして見込みます。

(単位：実施か所数(か所))

年度	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和5 (2023)実績
量の見込み	4	4	5	5	5	—
確保方策						3

「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章改定に伴う人口推計と量の見込みについて

イ 特定型

事業概要	教育・保育施設や地域の子育て支援事業に係る情報の収集・管理・提供、相談等を行う事業です。
提供区域	行政区
量の見込み の考え方	身近な各区役所地域みまもり支援センターで、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や相談支援等を行うものとして見込みます。

(単位：実施か所数(か所))

年度	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和5 (2023)実績
量の見込み	7	7	7	7	7	—
確保方策						9

ウ こども家庭センター型

事業概要	母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及びすべてのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応します。
提供区域	行政区
量の見込み の考え方	各区地域みまもり支援センターで、母子健康手帳の交付や相談支援等を行うものとして見込みます。

(単位：実施か所数(か所))

年度	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和5 (2023)実績
量の見込み	7	7	7	7	7	—
確保方策						9

「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章改定に伴う人口推計と量の見込みについて

(7) 延長保育事業

事業概要	保育所等において、保護者の勤務時間や通勤時間などの事情により通常の開所時間では送り迎えが困難な場合に、その開所時間等の前後において延長して保育を実施する事業です。
提供区域	行政区
量の見込み の考え方	令和6（2024）年度の月間実利用見込み人数をもとに、今後の保育所等の利用者数の増減見込みも踏まえ、利用者数を見込みます。

（単位：月間実利用人数(人)）

年度	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和5 (2023)実績
量の見込み	6,951	6,961	6,982	6,939	6,916	—
確保方策						6,907

「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章改定に伴う人口推計と量の見込みについて

(8) 放課後児童健全育成事業

事業概要	放課後児童健全育成事業は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を対象として、放課後等に適切な遊びと生活の場を提供し、放課後児童の健全育成を図る事業です。本市においては、全小学生を対象とするわくわくプラザ事業で放課後児童健全育成事業と放課後子供教室を一体的に実施しています。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	小学校長期推計の在校児童数と放課後児童健全育成事業の「対象児童の数」の実績をもとに、わくわくプラザ事業であわせて実施している放課後児童健全育成事業の年度当初の「対象児童の数」を見込みます。

(新たに学年ごとの量を設定)

(単位：対象児童の数(人))

年度	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和5 (2023)実績
量の見込み	12,215	12,870	13,314	13,806	14,213	-
小学校1年生	4,592	4,840	5,007	5,196	5,347	-
小学校2年生	3,678	3,879	4,011	4,167	4,294	-
小学校3年生	2,423	2,547	2,636	2,727	2,807	-
小学校4年生	1,091	1,152	1,188	1,233	1,267	-
小学校5年生	295	310	325	331	342	-
小学校6年生	136	142	147	152	156	-
確保方策						10,166

(9) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）

事業概要	少子化や核家族化の進行など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、子育て中の保護者の孤立感や不安感の増大等に対応するため、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進や、子育て等に関する相談・援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講座の開催など、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちの支援を図る事業です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	就学前推計児童数と教育・保育の量の見込みから在宅推計児童数を算出します。在宅推計児童数に対する新規利用者数を利用実績と利用促進を加味して推計し、推計新規利用者数に過去の実績を踏まえた利用回数を乗じて年間延べ利用人数を見込みます。

(単位：年間延べ利用人数(人))

年度	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和5 (2023)実績
量の見込み	148,347	135,646	124,819	116,069	109,759	-
確保方策						165,560

「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章改定に伴う人口推計と量の見込みについて

(10) 一時預かり事業（幼稚園型）

事業概要	幼稚園で通常の教育時間を延長して幼児を保育する事業（就労等の理由により、幼稚園の一時預かりを定期的に利用するものも含む）です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	利用者実績及び市内幼稚園を対象に実施している個別相談等の実施状況をもとに、対象園児数の減少にも考慮しながら延べ年間利用者数を見込みます。

（単位：年間延べ利用人数(人)）

年度	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和5 (2023)実績
量の見込み	335,381	322,632	308,491	289,906	278,884	-
確保方策						292,459

(11) 一時預かり事業（保育所における一時預かり）

事業概要	保護者などが週3日以内又は月64時間に満たない就労や就学、病気や冠婚葬祭などのため、子どもを家庭で保育できない場合に、保育所等において一時的に保護者に代わって保育をする事業です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	就学前児童数の減少や認可保育所等の新設整備等により、本事業の利用者は、平成29（2017）年度実績をピークに減少傾向に転じており、令和5（2023）年度の年間延べ利用見込み人数をもとに、令和6（2024）年度以降の人口減少率を考慮し、量を見込みます。

（単位：年間延べ利用人数(人)）

年度	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和5 (2023)実績
量の見込み	80,794	73,553	67,546	63,017	59,999	-
確保方策						96,081

「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章改定に伴う人口推計と量の見込みについて

(12) ファミリー・サポート・センター事業（ふれあい子育てサポート事業）

事業概要	育児の援助をしたい人（子育てヘルパー会員）と育児の援助を受けたい人（利用会員）が、それぞれふれあい子育てサポートセンターに会員登録し、会員相互により育児援助活動を行う事業です。子育てヘルパー会員宅での一時預かり、保育所・幼稚園等への送迎が主な活動内容です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	就学前児童数と延べ利用人数との比率及び将来人口推計をもとに、延べ利用人数を見込みます。

（単位：年間利用人数(人)）

年度	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和5 (2023)実績
量の見込み	10,490	10,055	9,719	9,387	9,144	—
確保方策						11,464

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 ア 教材費・行事費等補助

事業概要	特定教育・保育施設等を利用する生活保護世帯等に対し、利用に係る日用品や文房具等必要な物品の購入に要する費用等を助成する事業です。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	過去の利用実績を踏まえ、本事業の利用人数は横ばいで推移するものとして見込みます。

（単位：年間利用人数(人)）

年度	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和5 (2023)実績
量の見込み	60	60	60	60	60	—
確保方策						54

「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章改定に伴う人口推計と量の見込みについて

イ 給食費（副食費）補助

事業概要	私学助成を受ける幼稚園を利用する年収360万円未満相当世帯等に対して、給食費（副食費）を補助する事業です。
提供区域	全市域
量の見込み の考え方	就学前児童数の減少や幼稚園（新制度未移行園）の新制度移行による対象園児数の減少を考慮し、利用者の減少傾向を見込みます。

（単位：年間利用人数(人)）

年度	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和5 (2023)実績
量の見込み	241	177	161	146	132	—
確保方策						360

（14）多様な事業者の参入促進・能力活用事業

ア 新規参入施設等への巡回支援

事業概要	認可保育所及び地域型保育事業等を実施する新規参入事業者に対して、保育士等が巡回訪問支援を行います。
提供区域	全市域
量の見込み の考え方	教育・保育施設の量の見込みと確保方策に基づいて、新規参入事業者が実施する認可保育所及び地域型保育事業等の施設数、事業所数を見込みます。

（単位：実施か所数(か所)）

年度	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和5 (2023)実績
量の見込み	5	4	3	2	1	—
確保方策						6

「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章改定に伴う人口推計と量の見込みについて

(14) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

イ 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援

事業概要	幼稚園類似施設（無認可幼児教育施設等）に通う未就学児を持つ保護者に対して、利用料等の補助を行う事業です。
提供区域	全市域
量の見込み の考え方	本事業は幼稚園や保育所等の施設を利用しない就学前児童を対象としており、過去の利用実績及び就学前児童数の減少を考慮し、利用者数を見込みます。

（単位：年間利用人数(人)）

年度	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和5 (2023)実績
量の見込み	160	158	156	154	152	—
確保方策						164

- 産後ケア事業、こども誰でも通園制度については、国の量の見込みの算出等の考え方が示された時点で対応予定です。
- 児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業については、本市における事業内容が確定した時点で対応予定です。

4 放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室の量の見込み （現行プラン6章2）

（1）概要

本市では、すべての就学児童が、放課後を安全・安心に過ごせる居場所として、全小学生を対象としたわくわくプラザ事業を市内114校で実施しています。

（2）取組の考え方

ア 放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室の一体的な実施

放課後児童健全育成事業は、就労等により保護者が日中いない家庭の児童に対して、放課後等に適切な遊びと生活の場を提供し、放課後児童の健全育成を図る事業です。

また、放課後子供教室は、地域住民等の参画を得て、放課後等にすべての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業です。

本市においては、国の「放課後児童対策パッケージ」に基づき、本市のすべての市立小学校において、放課後児童健全育成事業と放課後子供教室を一体的に実施するわくわくプラザ事業により、すべての児童と一緒に参加できる学習・体験活動プログラムの実施を推進します。

イ 小学校の施設の活用

学校は、放課後も、児童が校外に移動せずに安全に過ごせる場所であり、児童の健やかな成長のため、学校関係者とわくわくプラザ事業の関係者とが、実施主体にかかわらず立場を超えて、放課後児童対策について連携して取り組むことが重要なことから、学校教育に支障が生じない限り、余裕教室や放課後等に一時的に使われていない特別教室等、小学校の施設の活用を促進していきます。

なお、本市においては、児童数の増加が予測されている地域があることや、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の改正に伴う35人学級の実施の影響などにより、教室の確保が課題となる学校があるため、学校施設の活用を検討する際には、教育委員会と十分に連携を図りながら調整を進めます。

（3）放課後児童健全育成事業の量の見込みと確保方策及び放課後子供教室の目標事業量と確保事業量

ア 放課後児童健全育成事業→3（8）放課後児童健全育成事業に記載

イ 放課後子供教室（校内交流型）

（単位：実施か所数（か所））

年度	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
量の見込み	115	115	115	115	115
確保方策					

※新小倉小学校（幸区）が令和7年度に新設されるため、115か所となる。

5 代替養育の量の見込みと代替養育体制の確保及び家庭養育の推進 (現行プラン6章3)

(1) 代替養育の量の見込みと代替養育体制の確保

ア 代替養育を必要とする児童数の見込み

(単位：人)

年度	第2期	第3期			
	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	R11(2029)
児童人口	241,047	237,418	233,198	228,315	223,638
児童人口に対する措置率	0.144%	0.148%	0.152%	0.156%	0.160%
措置率増加率	-	102.7%	102.7%	102.7%	102.7%
縁組成立控除前措置児童数	347	351	354	356	358
措置児童数	341	345	348	350	352

イ 代替養育を必要とする児童数の推計（年齢別）

(単位：人)

年度	第2期	第3期			
	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	R11(2029)
就学前児童（3歳未満）	32	32	33	33	33
（里親等委託率対象児童数）	32	32	33	33	33
就学前児童（3歳以上）	48	49	49	49	50
（里親等委託率対象児童数）	42	43	43	43	44
就学児童	261	264	266	268	269
（里親等委託率対象児童数）	206	203	205	207	202
合計	341	345	348	350	352
（里親等委託率対象児童数）	280	278	281	283	279

ウ 里親等への委託可能性がある児童数の推計（児童の状況に基づいた算定値）

(単位：人)

年度	第2期	第3期			
	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	R11(2029)
就学前児童（3歳未満）	24	24	25	25	25
就学前児童（3歳以上）	29	32	32	32	33
就学児童	72	77	86	93	101
計	125	133	143	150	159

6 想定スケジュール

		4月	5月	6月			7月			8月			9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
				上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬							
1	就学前児童数の推計	人口推計(案)作成		人口推計確定															
2	量の見込みの策定 ①教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業 ②放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室 ③代替養育			量の見込み(案)作成			量の見込み確定												
3	確保方策の策定						確保方策(案)作成			確保方策確定									
4	庁内会議等						サマーレビュー						●こ施策(課長級)	●こ施策(課長級)	●こ施策(課長級)		●こ施策(課長級)		
														●企画調整連絡会議	●企画調整連絡会議	●企画調整連絡会議	●企画調整連絡会議		
														●政策調整会議(パブコメ案)	●政策調整会議(パブコメ案)	●政策調整会議(パブコメ案)	●政策調整会議(パブコメ案)		
5	議会・パブコメ公表		●正副議長説明5/24 ●ニュース調査公表・議会配布5/28							●子ども・子育て会議計画推進部会(人口推計・量の見込み)8/7			●子ども・子育て会議計画推進部会(確保方策)		●文教委員会(パブコメ案) ●子ども・子育て会議総会(パブコメ案)	●文教委員会(パブコメ結果)	●子ども・子育て会議総会(パブコメ結果)	●子ども・子育て会議総会(パブコメ結果)	●計画公表